

# 家計改善支援事業とは

## 【目的】

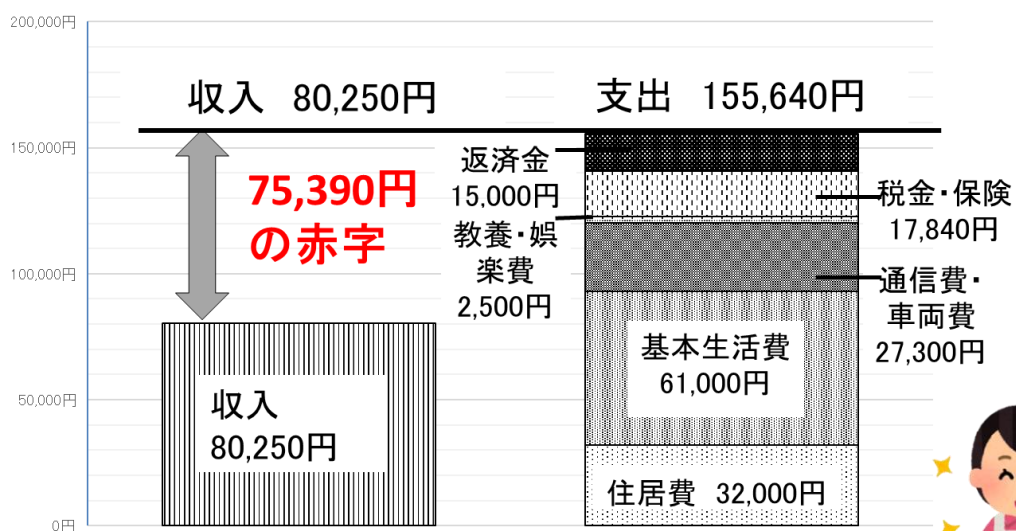
家計に課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、相談者と共に家計状況を明らかにし、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で専門的な助言等を行うことを目的としています。

## 【対象】

多重債務を抱え返済が困難になっている等、家計に問題を抱える者で、自立相談支援機関が開催する支援調整会議において家計改善支援事業を利用する旨の支援決定を受けた方。

## 事業内容① 家計管理に関する支援

相談者と共に家計表やキャッシュフロー表を活用し、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理支援を行い、家計を相談者自らが管理できるように支援を行います。



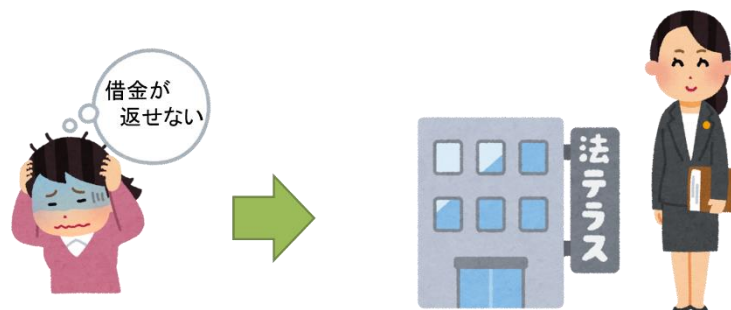
## 事業内容② 家賃、税金、公共料金等の滞納の解消および各種給付制度等の利用にむけた支援

- ・相談者の状況、意思等を十分に確認することにより、対象者の家計の状況、滞納状況等を勘案して徴収免除、徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署、事業所等の調整、申請等を行います。
- ・また、公的制度の各種手当、給付金、免除制度等の可能性を検討し、利用に向けた支援を行います。



## 事業内容③ 債務整理に関する支援

多重債務等により債務整理が必要な者等に対して消費生活相談の紹介、法テラスの活用、弁護士法律事務所等への同行等により債務整理に向けた支援を行います。

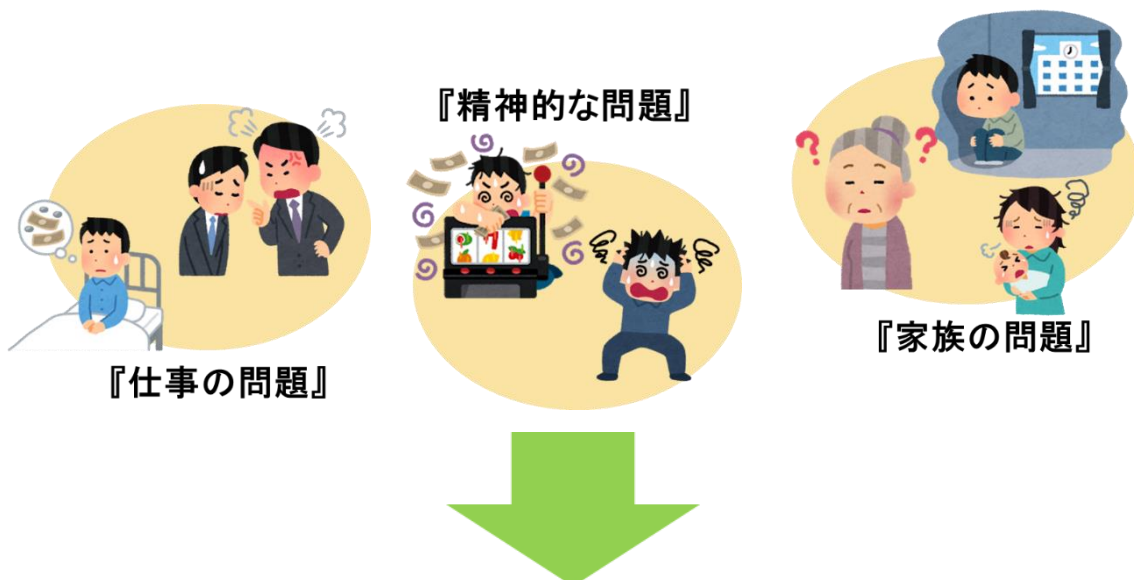


## 事業内容④ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付けが必要な場合は、貸付金額、用途、または家計再生プラン等を貸付機関と共有し、貸付けの円滑で迅速な審査につなげます。



## 家計に課題がある相談者の背景には…



各関係機関、医療機関などと連携しながら  
家計改善のために支援を実施します。